



座間市
ZAMA CITY

ひと・まちが輝き 未来へつなぐ

令和 7 年座間市議会第 2 回定例会（6 月）

概 要 資 料

付議案件

補正予算〔2 件〕、条例〔1 件〕、専決処分の承認〔補正予算 1 件・条例 2 件〕、
市道認定〔1 件〕、人事〔1 件〕、報告〔8 件〕

令和7年座間市議会第2回（6月）定例会提出議案等一覧表

令和7年5月30日提出

No.	議案等番号	件名	ページ
1	議案第27号	専決処分の承認について（令和7年度座間市一般会計補正予算（第1号））	1
2	議案第28号	専決処分の承認について（座間市市税条例の一部を改正する条例）	2
3	議案第29号	専決処分の承認について（座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	3
4	議案第30号	令和7年度座間市一般会計補正予算（第2号）	4
5	議案第31号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	5
6	議案第32号	令和7年度座間市一般会計補正予算（第3号）	6
7	議案第33号	座間市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例	7
8	議案第34号	市道の路線の認定について	8
9	報告第7号	令和6年度座間市一般会計繰越明許費繰越計算書について	9
10	報告第8号	令和6年度座間市水道事業会計予算繰越計算書について	9
11	報告第9号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	10
12	報告第10号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	10
13	報告第11号	専決処分の報告について（座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）	11
14	報告第12号	専決処分の報告について（座間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	12
15	報告第13号	専決処分の報告について（座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例）	13
16	報告第14号	専決処分の報告について（座間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）	14

議案第 27 号

専決処分の承認について（令和 7 年度座間市一般会計補正予算（第 1 号））

歳入歳出補正額： 10,594 千円

補正後予算額： 50,832,950 千円

● 専決処分日

令和 7 年 4 月 24 日

● 主な内容

・北地区文化センターの大規模改修工事に必要な経費を補正したものです。

● 補正額の内訳

歳入

・財政調整基金繰入金 10,594 千円

歳出

健康に暮らせるまちづくり

・北地区文化センター大規模改修事業費 10,594 千円

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

議案第 28 号

専決処分の承認について（座間市市税条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和 7 年 3 月 31 日

● 改正の概要

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し及び条項の移動等に伴う所要の改正を行ったものです。

● 改正の内容

- (1) 二輪車の車両区分の見直しに伴う税率の区分の改正（軽自動車税種別割）
総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kw（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率 年額 2,000 円（50cc 原付と同額）
- (2) 条文の整備
本条例において引用している条項の移動等に伴う条文の整備

● 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

問合せ先：市税総務課長 吉野 046-252-8094

議案第 29 号

専決処分の承認について（座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和 7 年 3 月 31 日

● 改正の概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額対象となる所得の基準を改めたものです。

● 改正の内容

国民健康保険税の減額対象となる所得の基準を次のように改正

- (1) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に引上げ
- (2) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘ずべき金額を 54 万 5,000 円から 56 万円に引上げ

● 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

問合せ先：保険年金課長 原 046-252-7064

議案第 30 号

令和 7 年度座間市一般会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正額： 6,010 千円

補正後予算額： 50,838,960 千円

● 主な内容

- ・ 氏名の振り仮名の法制化に伴う事務に必要な所要額を補正します。

● 補正額の内訳

歳入

- ・ 社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍事務へのマイナンバー制度導入）
6,010 千円

歳出

施策体系外

- ・ 戸籍住民基本台帳関係システム事業費 6,002 千円
- ・ 財政調整基金積立金 8 千円

● その他

- ・ 繰越明許費の設定
市民文化会館大規模改修事業費において、年度内の事業完了が見込めないため。

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

議案第 31 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

● 氏名及び住所

濱 野 真 一 （座間市立野台三丁目在住）

● 提案理由

任期満了のため。

問合せ先：市税総務課長 吉野 046-252-8094

議案第 3 2 号

令和 7 年度座間市一般会計補正予算（第 3 号）

歳入歳出補正額： 6 0 4 千円
補正後予算額： 5 0, 8 3 9, 5 6 4 千円

● 主な内容

・当初予算成立後に生じた事案に対応するため、増額・減額補正します。

● 補正額の内訳

歳入

・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	403 千円
・コミュニティ助成事業助成金	△1,900 千円
・財政調整基金繰入金	2,101 千円

歳出

地域の魅力を高め、にぎわいのあるまちづくり

・コミュニティセンター管理運営費	1,696 千円
------------------	----------

安全・安心で環境にやさしいまちづくり

・地域防災力向上事業費	△1,900 千円
-------------	-----------

共に認め合い、支え合うまちづくり

・生活支援事務費	808 千円
----------	--------

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

議案第 33 号

座間市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例

● 改正の概要

座間市立子育て支援センターの休館日及び開館時間を変更します。

● 改正の内容

(1) 次のとおり土曜日を開館日とします。

休館日

現行	改正後
① 日曜日及び土曜日	① 日曜日
② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
③ 12月29日から翌年の1月3日までの日	③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 次のとおり開館時間を拡大します。

開館時間

現行	改正後
午前10時から午後4時まで	午前9時30分から午後4時まで

● 施行期日

令和7年9月1日

問合せ先：こども家庭課長 曾我 046-252-8010

議案第 34 号

市道の路線の認定について

● 認定

路 線 名	起 点 終 点	
座間194号線	座間1丁目3229番9地先 座間1丁目3229番7地先	開発行為によるもの
相模が丘227号線	相模が丘二丁目603番38地先 相模が丘二丁目603番47地先	開発行為によるもの
小松原96号線	小松原一丁目5230番7地先 小松原一丁目5230番5地先	寄附によるもの

問合せ先：道路課長 佐藤 046-252-8243

報告第 7 号

令和 6 年度座間市一般会計繰越明許費繰越計算書について

● 概要

繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和 6 年度から令和 7 年度に繰り越したため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するもの。

● 該当事業名及び翌年度繰越額

小学校施設整備事業費 ほか 7 事業費
7 億 3,448 万 8,803 円

問合せ先：財政課長 東 046-252-8194

報告第 8 号

令和 6 年度座間市水道事業会計予算繰越計算書について

● 概要

令和 6 年度から令和 7 年度に予算を繰り越したため、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について報告をするもの。

● 該当事業名及び翌年度繰越額

給水車の購入 1,990 万円

問合せ先：経営総務課長 菊地 046-252-7182

報告第 9 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

● 専決処分日

令和7年4月24日

● 事故の概要

令和6年12月25日午後2時30分頃、座間市広野台一丁目38番16号において、庁用車が転回のため後退したところ、相手方（株式会社小倉自動車）フェンス土台コンクリートに接触し、破損させたものです。

● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し17万6,000円を支払う。

問合せ先：こども育成課長 高野 046-259-9033

報告第 10 号

専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

● 専決処分日

令和7年4月25日

● 事故の概要

令和6年6月5日午後1時50分頃、座間市立相武台東小学校において、グラウンドで体育ティーボールの学習中、打撃練習をしていた児童の振ったバットが、ボールを集めていた相手方（座間市相武台四丁目在住・50代男性）の子に当たり、負傷させたものです。

● 和解の要旨及び損害賠償の額

市は、相手方に対し25万7,776円を支払う。

問合せ先：教育指導課長 下斗米 046-252-8384

報告第 1 1 号

専決処分の報告について（座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和7年3月31日

● 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正に伴う条文の整理

● 改正の内容

	現行	改正後
条項の移動	番号法 第2条第8項 第2条第12項 第2条第14項	番号法 第2条第9項 第2条第13項 第2条第15項

● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：デジタル推進課長 澤田 046-252-8492

報告第 12 号

専決処分の報告について（座間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和7年3月31日

● 改正の概要

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条文の整理

● 改正の内容

	現行	改正後
条項の移動	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 第61条の2第20項

● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：職員課長 小林 046-252-7284

報告第 13 号

専決処分の報告について（座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和7年3月31日

● 改正の概要

建設業法施行令の一部改正に伴う条文の整理

● 改正の内容

	現行	改正後
条項の移動	建設業法施行令 第34条第1項及び第2項	建設業法施行令 第37条第1項及び第2項

● 施行期日

令和7年4月1日

問合せ先：水道施設課長 田川 046-252-7189

報告第 14 号

専決処分の報告について（座間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

● 専決処分日

令和7年5月1日

● 改正の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴う条文の整理

● 改正の内容

	現行	改正後
条項の移動	政令 第21条第2項第1号	政令 第22条第2項第1号

● 施行期日

令和7年6月1日

問合せ先：公園緑政課長 板橋 046-252-8314